別添

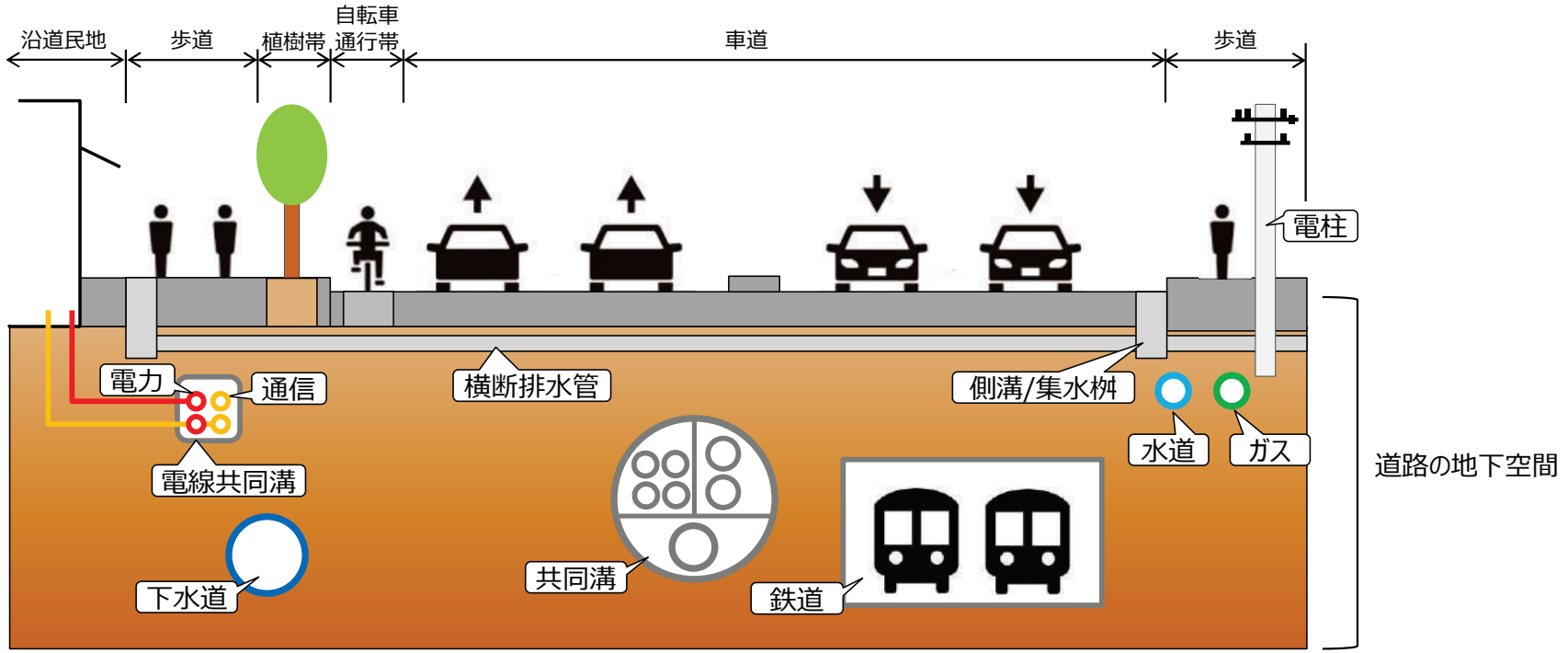
道路地下空間の役割

国土交通省

- 道路の役割は、「交通機能」、「市街地形成機能」、「空間機能」の３つに大別される。
- このうち、空間機能には、「防災空間」、「環境空間」の他、「収容空間」としての役割があり、特に道路の地下は、道路排水施設などの道路施設の他、暮らしを支えるライフラインを収容する空間として活用されている。

※水道や下水道のほとんどの管路、ガス管路の９割、地下鉄の約８割が道路地下空間を利用

道路の地下空間は、特に土地利用の制約がある都市部などでのライフライン整備と生活の質の向上に大きく貢献してきた。一方で、地下施設の老朽化等が起因となる道路陥没の発生や、今後、地下施設の更新工事の増加等による交通への影響などが懸念される。



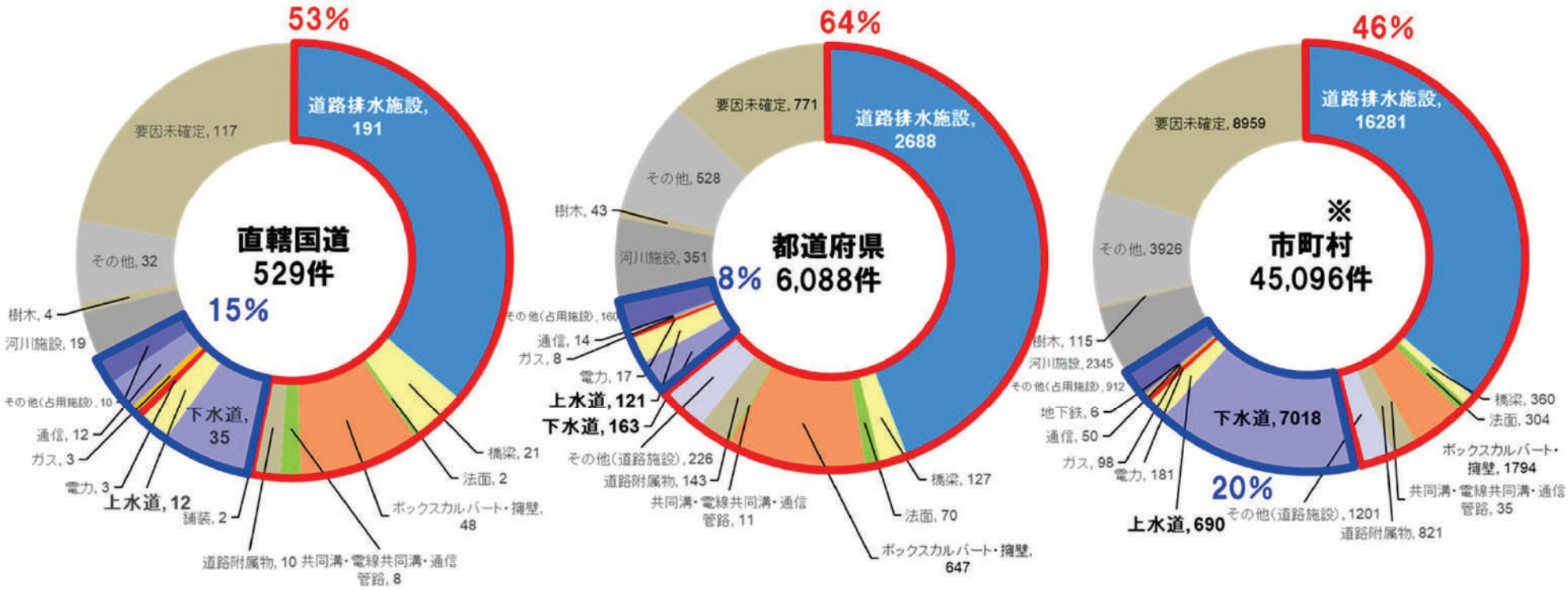
道路陥没の発生状況（全道路）

国土交通省

- 陥没の要因は様々あるが、水が流れる施設（道路排水施設、下水道、水道）の件数が多く、その中でも、道路排水施設の割合が高い。

道路陥没発生件数の内訳（令和2～6年度の5か年累計）

道路局調べ
（ポットホールは含まない）



※政令市、特別区含む

道路施設が要因の陥没

道路占用物件が要因の陥没

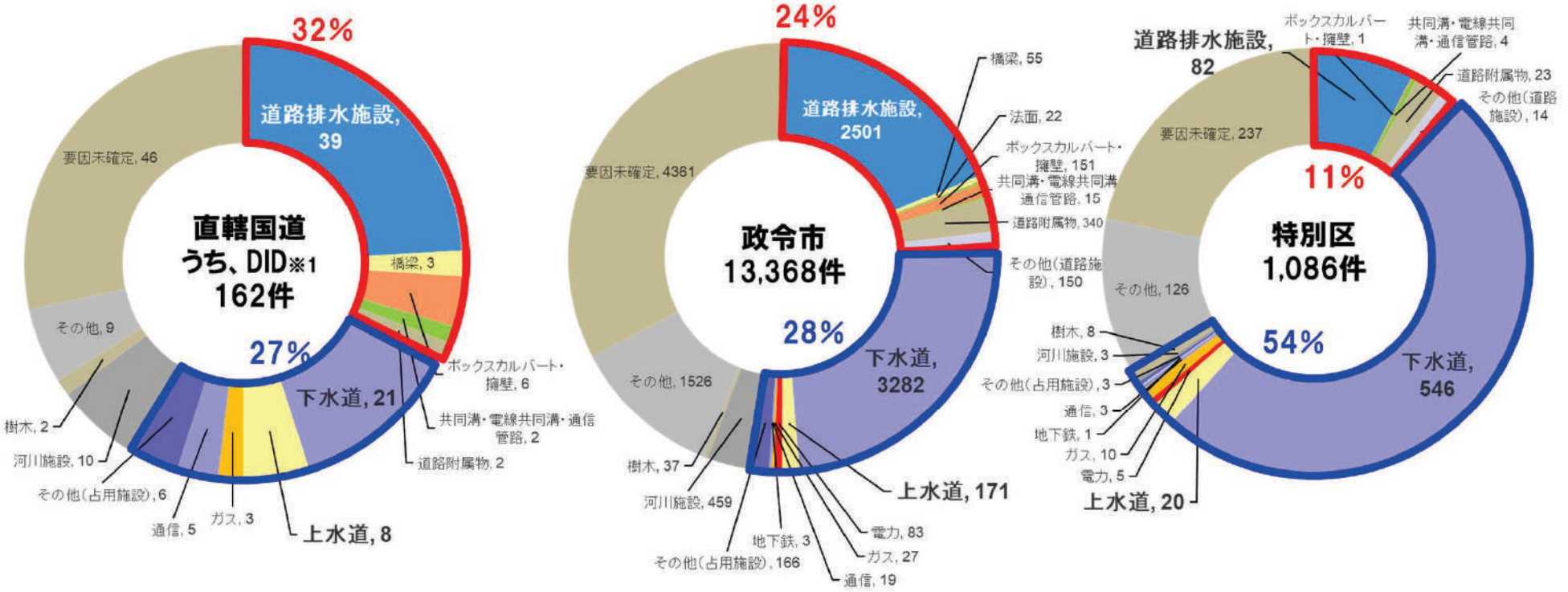
道路陥没の発生状況（都市部）

国土交通省

- 全道路と比較し、都市部では占用物件の割合が大きく、特に下水道の割合が大きい。

道路陥没発生件数の内訳（令和2～6年度の5か年累計）

道路局調べ
（ポットホールは含まない）



※政令市、特別区含む

道路施設が要因の陥没

道路占用物件が要因の陥没

埼玉県八潮市での下水道管路の破損に起因した陥没事故

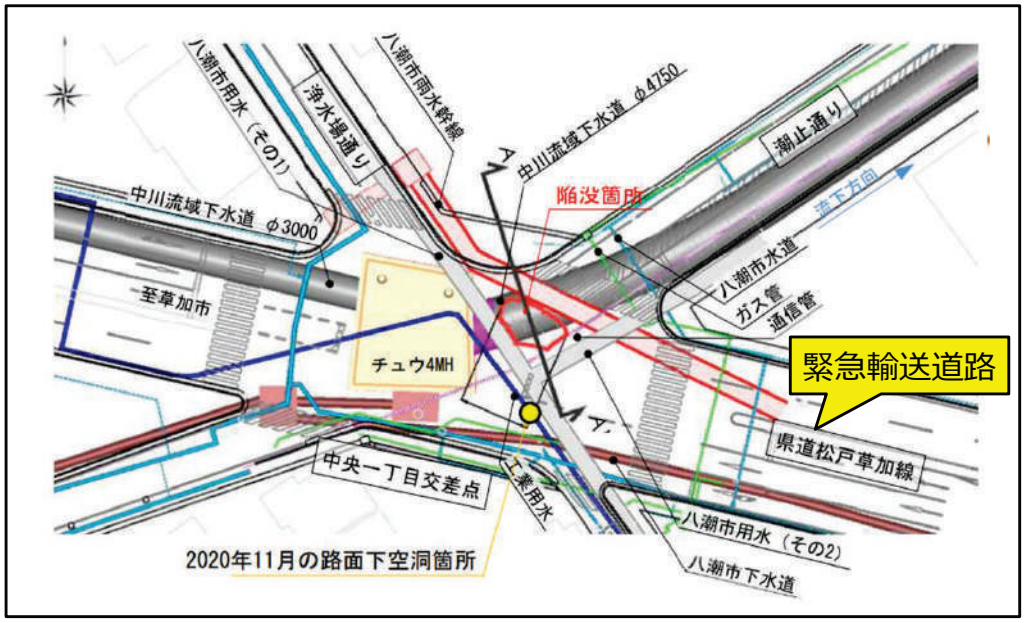
国土交通省

- 令和7年1月28日、下水道管路の破損に起因する道路陥没に走行中の運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生し、一時、120万人の住民に下水道使用自粛を要請。復旧には数年を要すとされ、周辺の道路では現在も通行規制が行われている。



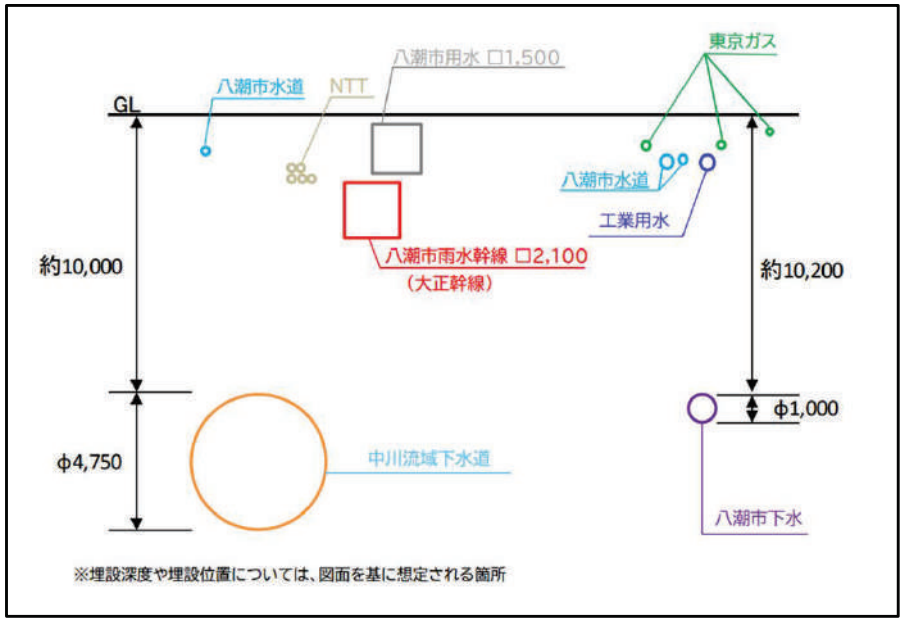
発生日時：令和7年1月28日（火）午前9時49分頃
発生場所：八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線（中央一丁目交差点内）
陥没規模：幅約30メートル、深さ約10メートル
事故原因：下水道の硫化水素によって腐食した下水道管
下水道管：内径4.75m、昭和58年整備（経過年数42年）

■陥没箇所の地下埋設物の状況（平面図）



※埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」第3回資料に加筆
※陥没箇所は最初に生じた陥没の範囲を記載

■陥没箇所の地下埋設物の状況（断面図）



※埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

国土交通省

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

	氏名	役職
委員長	家田　仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉　正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立　泰美	甲南大学経済学部 教授
委員	砂金　伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久　宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	北田　健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野　玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	佐々木　健	東京都 下水道局長
委員	三宮　武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	長谷川　健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	宮武　裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田　弘昭	日本大学 生産工学部 教授

オブザーバー
総務省、農林水産省、経済産業省

事務局
国土交通省大臣官房上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

■主な検討項目

1)重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方

2)道路管理者をはじめとする他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方

3)事故発生時の対応

4)今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方

＜委員会の経緯＞

■2月21日

第１回委員会開催

■3月17日

【第一次提言】
⇒下水道管路の全国特別重点調査の実施

■5月28日

【第二次提言】
⇒国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方
※地下空間のマネジメントとして、「道路管理者と道路占用者の連帯による地下空間情報のデジタル化・統合化」が盛り込まれる。

■12月1日

【第三次提言】
⇒信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換
Ⅰ：２つの『見える化』と２つの『メリハリ』による下水道管路マネジメントの転換
Ⅱ：新たなインフラマネジメントに向けた５つの道すじ

第3次提言概要（関連部分抜粋）

国土交通省

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（第３次提言）

信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換

（抜粋）

Ⅰ：２つの『見える化』と２つの『メリハリ』による下水道管路マネジメントの転換

４．具体的方策の考え方

（１）下水道管路の点検・調査の２つの『メリハリ』と２つの『見える化』

（『メリハリ』の効いた点検・調査の徹底）

○ 点検・調査方法の高度化については、人やテレビカメラによる目視調査で把握しにくい状態を補足的に把握するため、管路の耐荷力・圧縮強度の定量調査、空洞調査や路面変状把握など、特性の異なる調査を組み合わせるべきである。

（点検・調査、診断結果等の管理者や担い手にとっての『見える化』と取扱い）

○ 診断結果を踏まえ、直ちに改築等が必要であるが、その実施が困難な場合は、管路周辺に地盤改良を施し陥没のリスクを抑制すると共に、地表面の変状を継続的に定点モニタリングするなど、最大限可能な対応を図るべきである。

Ⅱ：新たなインフラマネジメントに向けた５つの道すじ

（４）統合的『マネジメント』の構築

○ 地下空間については、道路管理者と占用者が連帯して占用物の点検計画等の確認や効率的な路面下空洞調査の実施等により適切な維持管理を図るべきである。

○ 地下空間の利用状況のみならず道路陥没や占用施設のメンテナンス状況などの情報を共有し、正確な位置を含む占用物情報や路面下空洞調査の結果などの地下空間情報のデジタル化・統合化を早期に進めるべきである。

○ また、占用物件の損壊時に道路利用者や道路交通へ与える影響が大きい電柱についても同様の対応を進めるべきである。

道路空間情報プラットフォームによる『見える化』の推進

国土交通省

道路管理者
（国、自治体）

占用者

民間企業
研究機関

一般の方

閲覧　閲覧　閲覧　閲覧

道路空間情報プラットフォーム



データ集計等



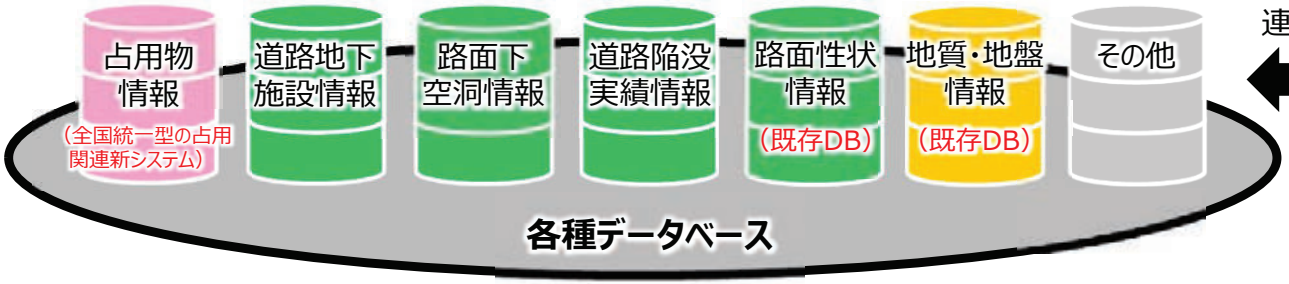
道路空間マネジメントに必要となる各種情報を既存データベースとのAPI連携などにより地図、空中写真、台帳附図などに重畳表示

道路管理者
（国、自治体）

データ登録

占用者

データ登録



連携

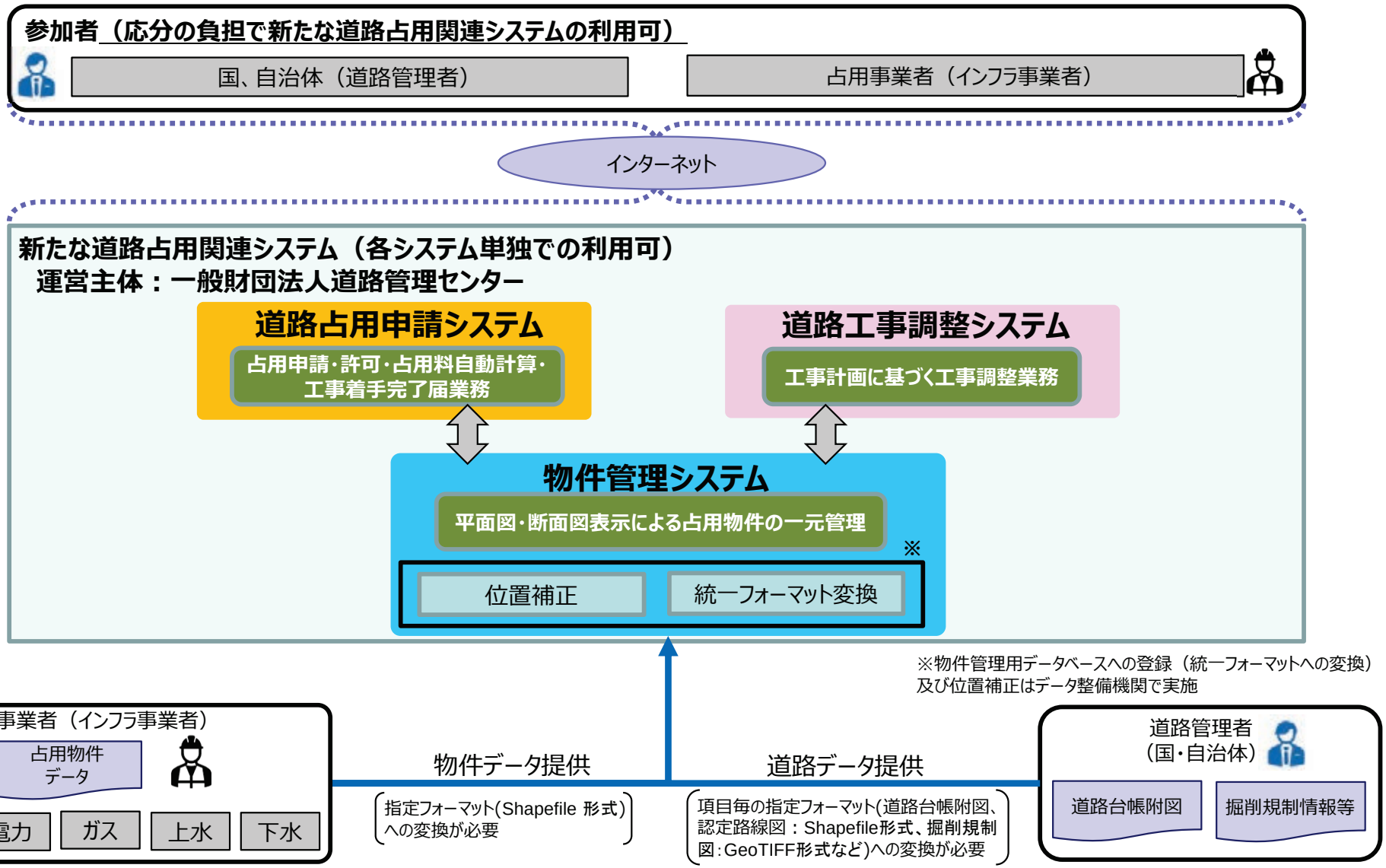
国土交通DPF
民間データ等

※閲覧情報や閲覧機能については段階的に充実・改善
※保安上の観点を踏まえ閲覧可能な情報は検討が必要

新たな道路占用関連システムの概要（イメージ）

国土交通省

- ○ 新たな道路占用関連システムは、既に運営されている道路管理システムと同様に「物件管理システム」「道路占用申請システム」及び「道路工事調整システム」で構成
- ○ 全国統一型のクラウドシステムとすることで、共同利用によるシステム利用者の費用負担を軽減
- ○ 今後、占用事業者の点検結果等の情報を管理する予定



●下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）

MLIT

〔 R8.7.15成立、R8.7.23公布 〕

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**



埼玉県八潮市の事故現場
（令和７年１月31日）

法律の概要

１．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

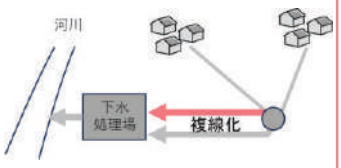
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
  ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表



（ドローンを活用した
点検・診断のイメージ）

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



（複線化のイメージ）

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

２．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設

※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

３．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化



（広域連携のイメージ）

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

【下水道法等の一部を改正する法律】

下水道管理者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者の連携強化

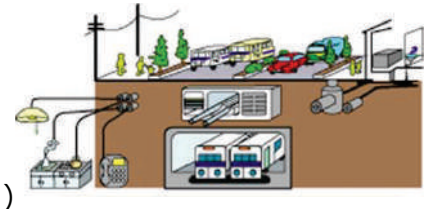
改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた

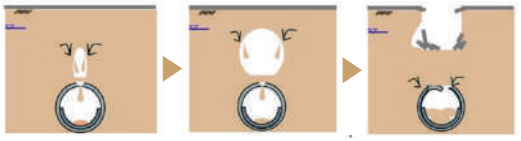
（道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等））

- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占用する各種施設



道路陥没のメカニズム例



埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

（記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会※での協議が必要）　※道路管理者や道路占用者等で構成

▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
（地下占用物連絡会議）



路面下空洞調査



道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「占用物件等維持修繕協定」を締結できる制度を創設

▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

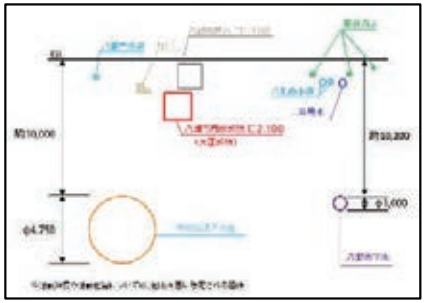
【下水道法等の一部を改正する法律】

占用許可制度の見直し

改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない**
  - 長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
（断面図）



埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

- **地下施設の正確な位置情報把握ができていない**
  - 事故発生時の即応に課題
  - 今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加

▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

改正法新旧対照条文（抜粋）

国土交通省

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　道路の管理 第一節　道路管理者（第十二条―第二十八条の三） 第二節～第十五節　（略） 第四章～第八章　（略） 附則	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　道路の管理 第一節　道路管理者（第十二条―第二十八条の二） 第二節～第十五節　（略） 第四章～第八章　（略） 附則
（占用物件等維持修繕協定の締結） 第二十八条の三　道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者（第三十二条第三項に規定する道路占用者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占用物件（第三十九条の八に規定する占用物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占用物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。 一　占用物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占用物件（次号及び第三号において「協定占用物件等」という。） 二　協定占用物件等の維持又は修繕の内容 三　前号の協定占用物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法 四　占用物件等維持修繕協定の有効期間 五　占用物件等維持修繕協定に違反した場合の措置 六　その他必要な事項	（新設）
（道路の占用の許可） 第三十二条　（略） 2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 一　道路の占用（道路に前項各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的 二～七　（略） 八　工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項	（道路の占用の許可） 第三十二条　（略） 2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 一　道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的 二～七　（略） （新設）
3　（略） 4　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。 5　第一項又は第三項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、速やかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。 6　（略）	3　（略） 4　第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。 5　（略）
（道路の占用の許可基準） 第三十三条　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同	（道路の占用の許可基準） 第三十三条　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同

改正政省令新旧対照条文（抜粋）

国土交通省

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（維持管理が適切に行われることが特に必要な工作物等） 第七条の二　法第三十二条第二項第八号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 一　道路の占用に関する工事により道路の地下に設ける工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管及びガス管を除く。） 二　前号に掲げるもののほか、その損傷、腐食その他の劣化により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定める工作物、物件又は施設	（新設）
（工作物等の維持管理に関する事項に関する基準） 第十五条の二　法第三十二条第二項第八号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一　工作物、物件又は施設の維持管理に関する他の法令の規定の適用がある場合においては、当該法令の規定に適合するように当該工作物、物件又は施設の維持管理をするものであること。 二　工作物、物件又は施設が、損傷、腐食その他の劣化その他の異状により道路の構造又は交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれのないように、適切な時期に、適切な方法により工作物、物件又は施設の点検その他の維持管理をするものであること。 三　前号の点検その他の方法により工作物、物件又は施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、工作物、物件又は施設の適切な維持管理が図られるよう、必要な措置を講ずるものであること。	（新設）

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

改正後	改正前
（占用に関する工事の完了の届出） 第四条の三の二　法第三十二条第四項の規定による届出は、別記様式第五の一の二による届出書を提出して行うものとする。	（新設）
（電線等の名称等の明示） 第四条の三の三　（略）	（電線等の名称等の明示） 第四条の三の二　（略）
（占用物件の維持管理に関する基準） 第四条の五の五　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定める維持管理を行うこと。 イ　法第三十二条第二項第八号に規定する工作物、物件又は施設　法第三十二条第一項又は第三項の許可に係る同条第二項の申請書に記載した同項第八号に掲げる事項に従つて当該許可に係る占用物件の維持管理を行うこと。 ロ　イに掲げるもの以外のもの　道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。 二　（略） 三　第一号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等を含む。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。	（占用物件の維持管理に関する基準） 第四条の五の五　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。 二　（略） 三　前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

国土交通省

改正政省令新旧対照条文（抜粋）

様式第五（第四条の三関係）



様式第五（第四条の三関係）



様式第五の一の二（第四条の三の二関係）



（新設）

様式第五（第四条の三関係）

（用紙　Ａ４）

新規	更新	変更	（番　号） 年　月　日

道路占用 許可申請 協　議 書

（道　路　管　理　者）　殿

年　月　日

〒

住所

氏名

担当者

ＴＥＬ

E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協　議 します。

占用の目的				
占用の場所	路線名			車道・歩道・その他
	場所			
占用物件	名　称	規　模	数　量	
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間		占用物件の構造	
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間		工事実施の方法	
道路の復旧方法			占用物件の維持管理に関する事項	
添付書類				
備　考				

記載要領

1　「許可申請 協　議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協　議」については、該当するものを○で囲むこと。

2　新規 更新 変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書

又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

4　「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを〇で囲むこと。

5　変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きすること。

6　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

（案）

別紙様式

下水道の場合の
記載イメージ
（検討中）

占用物件の維持管理に関する事項について

下記①から④までに記載した事項に基づき、道路法施行令第 15 条の２各号に掲げる内容のとおりに、他の法令等で定める維持管理の基準がある場合は当該基準に適合するよう、適切な時期に適切な方法で点検等を行い、異状があることを把握したときは必要な措置を講じることにより占用物件の維持管理を行うものとして、下記のとおり申請します。

物件名		下水道
①　他の法令等で定める維持管理の基準（法令・内規等）への適合性に関する説明 ※　他の法令等で定める維持管理の基準がない場合は、占用物件の維持管理を適切に行う旨の意思表示	☑	・下水道法で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。
②　点検等の頻度	☑	（重要管路の要注意箇所に該当する場合） ５年（３年）に１回 （重要管路の要注意箇所以外の場合） 10 年に１回 （重要管路以外の管路の要注意箇所に該当する場合） ５年に１回
	□	（重要管路以外の管路の要注意箇所以外の場合） 巡視を●年に１回以上、点検を●年に１回以上
	□	その他 （　　）
③　点検等の方法	☑	・テレビカメラ、ドローン等により管路の異状の確認等（点検）を行う。 ・点検の結果をもとに、管路の安全性の評価（診断）を行う。 （診断結果に応じ、管路の形状（管厚）や強度の計測を実施。）
	□	その他 （　　）
④　異状があることを把握したときの維持管理の方法	☑	（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合） ・異状の進行等を監視する （道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合） 以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施 ・異状箇所の応急措置を実施する ・異状箇所の修繕を実施する

		・新しい物件に交換する ・修繕・改築の実施までに時間を要するため、異状箇所周辺の地盤改良を実施する

備考

1　本様式における点検等は、他の法令等で定める維持管理の基準において求められる点検等の全てを対象とする。

2　上表の「物件名」欄には、別紙記載例に掲げる物件名の中から、別に定める入力支援機能を備えた電子様式により該当するものを選択すること。ただし、該当する物件名がない場合は、「その他」を選択し、占用物件の名称を記載すること。

3　上表の①から④までの各欄には、別に定める入力支援機能を備えた電子様式により、「物件名」欄で選択した物件に係る別紙記載例の内容を出力し、該当する内容のチェックボックスにチェックすること。

4　上表の②に記載した点検等の頻度について、点検等の結果によって①における他の法令等で定める維持管理の基準に適合する範囲において当該頻度が変更となった場合、別途届出を行うこと。

様式第五の一の二（第四条の三の二関係）　　（用紙　Ａ４）

道 路 占 用 工 事 完 了 届 出 書

年　　月　　日

（道路管理者）　殿

〒
住　　所
氏　　名
担 当 者
Ｔ　Ｅ　Ｌ
Ｅ－ｍａｉｌ

道路法第32条第４項の規定により届け出ます。

許可日及び許可番号		年　　月　　日付け　　号
工事場所	路線名	
	場　　所	
工　事　期　間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
工　事　名		
工事着手年月日		年　　月　　日
工事完了年月日		年　　月　　日
添　付　図　面		
添　付　書　類		
備　　考		

（記載要領）
１　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
２　「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
３　「添付図面」の欄には、本届出に添付した道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面（竣工図）その他必要な図面の名称を記載すること。
４　「添付書類」の欄には、３のほかに添付した書類がある場合に、その書類名を記載すること。なお、必要に応じ、本届出に写真、縦横断測定表その他の資料を添付すること。

○記載イメージ

		物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がない場合
物件名		**ガス工作物（ガス事業法に基づく都市ガスに係るもの）**	**その他（記載例なし）**	**その他（記載例なし）**
①	法令等で定める維持管理の基準（法令・内規等）への適合性に関する説明（占用物件の維持管理を適切に行う旨の意思表示）	**ーー選択肢ⅰーー** **・ガス事業法で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・○○法（○○年法律第○○号）で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・道路法第39条の８の規定に基づき、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないように占用物件の維持管理を適切に行う。**
②	点検等の頻度	**ーー選択肢ⅰーー** **・最高使用圧力が高圧のもの：** **埋設の日以後一年に一回以上** **・特定管理管であって一酸化炭素を含むガスを通ずるもの：** **埋設の日以後一年に一回以上** **・最高使用圧力が高圧のもの又は特定管理管であってガスを通ずるもの以外のもの（ポリエチレン管を除く）：** **埋設の日以後四年に一回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**
③	点検等の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **・導管の路線上でボーリングを行い、ガス検知器又は臭気により漏えいの有無を検査する方法** **・水素炎イオン化式ガス検知器又は半導体式ガス検知器により漏えいの有無を検査する方法** **・圧力保持により漏えいの有無を検査する方法** **・レーザー吸収分光式検知器により漏えいの有無を検査する方法** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**
④	異状があることを把握したときの維持管理の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **異状の内容に応じて以下の措置を実施。** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**

○記載イメージ

		物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がない場合
物件名		**高圧ガス設備（高圧ガス保安法に基づく高圧ガスに係るもの）**	**その他（記載例なし）**	**その他（記載例なし）**
①	法令等で定める維持管理の基準（法令・内規等）への適合性に関する説明（占用物件の維持管理を適切に行う旨の意思表示）	**ーー選択肢ⅰーー** **・高圧ガス保安法で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・○○法（○○年法律第○○号）で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・道路法第39条の８の規定に基づき、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないように占用物件の維持管理を適切に行う。**
②	点検等の頻度	**ーー選択肢ⅰーー** **・１年に１回以上、埋設管の技術基準適合性を確認している。** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**
③	点検等の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **・目視による検査** **・記録による確認** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**
④	異状があることを把握したときの維持管理の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**

○記載イメージ

		物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がある場合	物件ごとの個別法令等で定める維持管理の基準がない場合
	物件名	**LPガスの供給設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくもの）**	**その他（記載例なし）**	**その他（記載例なし）**
①	法令等で定める維持管理の基準（法令・内規等）への適合性に関する説明（占用物件の維持管理を適切に行う旨の意思表示）	**・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・○○法（○○年法律第○○号）で定める維持管理の基準に適合するように占用物件の維持管理を適切に行う。**	**・道路法第39条の８の規定に基づき、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないように占用物件の維持管理を適切に行う。**
②	点検等の頻度	**ーー選択肢ⅰーー** **・供給開始時及び４年に１回以上** **・供給開始時及び１年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**	**ーー選択肢ⅰーー** **（点検等の頻度が決まっている場合）** **・○年に１回以上** **ーー選択肢ⅱーー** **（点検等の頻度が決まっていない場合）** **・○○のタイミングで点検を実施**
③	点検等の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **・漏えい試験、気密試験等** **・圧力検査** **・緊急遮断装置の点検** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**	**（複数選択可）** **ーー選択肢ⅰーー** **・路面の巡視** **ーー選択肢ⅱーー** **・マンホール等からの目視点検** **ーー選択肢ⅲーー** **・近接目視、打音検査、触診検査等** **ーー選択肢ⅳーー** **・非破壊検査、ドローン調査、カメラ調査、漏えい検査等** **ーー選択肢ⅴーー** **・その他（　　）**
④	異状があることを把握したときの維持管理の方法	**ーー選択肢ⅰーー** **異状の内容に応じて以下の措置を実施。** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**	**ーー選択肢ⅰーー** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が低い場合）** **・異状の進行等を監視する** **（道路の構造又は交通に支障を及ぼす可能性が高い場合）** **以下のうち異状の内容に応じて必要な措置を実施** **・異状箇所の応急措置を実施する** **・異状箇所の修繕を実施する** **・新しい物件に交換する** **ーー選択肢ⅱーー** **・その他（　　）**